

新潟県条例第33号

新潟県離島振興対策実施地域における工場等の誘致等に関する条例の一部を改正する条例

新潟県離島振興対策実施地域における工場等の誘致等に関する条例（平成5年新潟県条例第28号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
<p style="text-align: center;">(奨励措置)</p> <p>第2条 知事は、離島振興法第20条の地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令（平成5年自治省令第1号。以下「省令」という。）<u>第2条第1号イ</u>に規定する特別償却設備（以下「工場等」という。）のうち規則で定める基準に適合するものを新設し、又は増設した者に対し、次に掲げる県税の課税を免除することができる。</p> <p>(1) 個人にあつては当該工場等を事業の用に供した日の属する年以後3年以内の各年の所得金額（県において課する事業税の課税標準額となるものをいう。）、法人にあつては当該工場等を事業の用に供した日の属する事業年度開始の日から3年以内に終了する各事業年度の所得金額又は収入金額（県において課する事業税の課税標準額となるものをいう。）のうち当該工場等に係るものとして省令第3条に規定する所得金額等の計算の例により計算した額に対して課する事業税</p> <p>(2)・(3) (略)</p> <p>2・3 (略)</p>	<p style="text-align: center;">(奨励措置)</p> <p>第2条 知事は、離島振興法第20条の地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令（平成5年自治省令第1号。以下「省令」という。）<u>第1条第1項第1号イ</u>に規定する事業の用に供する設備を構成する減価償却資産のうち同条第2項に規定する対象設備を含むもの（以下「工場等」という。）のうち規則で定める基準に適合するものを新設し、又は増設した者に対し、次に掲げる県税の課税を免除することができる。</p> <p>(1) 個人にあつては当該工場等を事業の用に供した日の属する年以後3年以内の各年の所得金額（県において課する事業税の課税標準額となるものをいう。）、法人にあつては当該工場等を事業の用に供した日の属する事業年度開始の日から3年以内に終了する各事業年度の所得金額又は収入金額（県において課する事業税の課税標準額となるものをいう。）のうち当該工場等に係るものとして省令第2条に規定する所得金額等の計算の例により計算した額に対して課する事業税</p> <p>(2)・(3) (略)</p> <p>2・3 (略)</p>

附 則

(施行期日等)

- この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の新潟県離島振興対策実施地域における工場等の誘致等に関する条例の規定は、平成25年4月1日から適用する。

(経過措置)

- 平成25年4月1日前に新設され、又は増設された設備については、新潟県離島振興対策実施地域における工場等の誘致等に関する条例の一部を改正する条例（平成25年新潟県条例第16号）による改正前の第2条の規定は、同日以後も、なおその効力を有する。この場合において、同条第1項中「離島振興法第20条の地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令」とあるのは「山村振興法第14条の地方税の不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令等の一部を改正する省令（平成25年総務省令第38号）第2条の規定による改正前の離島振興法第20条の地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令」と、同項第2号中「法」とあるのは「離島振興法の一部を改正する法律（平成24年法律第40号）による改正前の法」とする。